

## 鳥取県告示第203号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成25年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルイ両三柳店  
米子市両三柳58-2外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
有限会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1  
株式会社向井 代表取締役 向井 智之 米子市彦名町4171  
有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
変更前 1,909平方メートル  
変更後 3,176平方メートル
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数  
(ア) 位置 7の書類に記載のとおり  
(イ) 収容台数 変更前 163台  
変更後 212台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数  
(ア) 位置 7の書類に記載のとおり  
(イ) 収容台数 変更前 10台  
変更後 20台
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
(ア) 位置 7の書類に記載のとおり  
(イ) 面積 変更前 66平方メートル  
変更後 174平方メートル
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(ア) 位置 7の書類に記載のとおり  
(イ) 容量 変更前 46.1立方メートル  
変更後 58.04立方メートル
  - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ア 出入口の数 変更前 3か所  
変更後 7か所
    - イ 位置 7の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日  
平成25年4月30日
- 5 変更する理由  
隣接既存店と一体化して来客利便性の向上を図るため

- 6 届出年月日  
平成25年3月1日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間  
平成25年3月19日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室  
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局  
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。